

施設利用の取消について

施設使用許可書が発行された後で利用を中止する必要がある場合は、利用取消の手続きをお取りください。

1. 手続きに必要な書類

①施設等使用許可取消（還付）申請書

- ・用紙は音楽プラザ管理事務室にお問合せください。
- ・代表者の押印が必要です。また法人の場合、合わせて社印の押印も必要となります。
※いずれもシャチハタ不可

②使用許可時に音楽プラザからお渡しした書類

(ア) 使用許可書・(イ) 領収書（コピー可）・(ウ) 駐車券

- ・上記の全てが揃わない場合、手続きを行えないことがありますので逸失されませんようお願いいたします。
- ・施設利用料をお振込みでお支払いいただいた場合はお振込み控え等をご用意ください。

2. 施設利用料金の還付

上記1の書類全てを利用日の14日前までに音楽プラザにご提出いただき、承認が得られましたら、施設利用料金額の2分の1をお返しいたします。

※利用日の前14日目が休館日でも期間は延びません。

※現金での還付の場合、返金をお受け取りになる方は印鑑のご持参をお願いします。

※附属設備利用料金は原則ご利用当日の精算のため、事前にお支払いいただいていた場合でもお返し出来ませんのでご注意ください。

詳細は音楽プラザ管理事務室（TEL 052-331-6041）までお問い合わせください。